

議第44号

専決処分の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 渉

専決処分の承認を求めることについて

本市は、草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について緊急に執行する必要がある、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専第2号で専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認を求める。

専第 2 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を早急に制定する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和30年草津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第14条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第17条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。